

通 則

第一部 通則 を準用する。

生 薬 総 則

1. 医薬品各条の生薬は、動植物の薬用とする部分、細胞内容物、分泌物、抽出物又は鉱物などであり、生薬総則及び生薬試験法を適用する生薬は次のとおりである。

アカメガシワ、アセンヤク、アセンヤク末、アマチャ、アマチャ末、アラビアゴム、アラビアゴム末、アロエ、アロエ末、アンソッコウ、インチンコウ、ウイキョウ、ウイキョウ末、ウワウルシ、エイジツ、エイジツ末、エンゴサク、オウギ、オウゴン、オウゴン末、オウバク、オウバク末、オウレン、オウレン末、オニジ、オニジ末、カゴソウ、ガジュツ、カッコン、カノコソウ、カノコソウ末、カロコン、カンゾウ、カンゾウ末、カンテン、カンテン末、キキョウ、キキョウ末、キササゲ、キジツ、キョウニン、クジン、クジン末、ケイガイ、ケイヒ、ケイヒ末、ケツメイシ、ケンゴシ、ゲンチアナ、ゲンチアナ末、ゲンノショウコ、ゲンノショウコ末、コウカ、コウジン、コウブシ、コウブシ末、コウボク、コウボク末、ゴオウ、ゴシツ、ゴシュユ、ゴミシ、コムギデンブン、コメデンブン、コロンボ、コロンボ末、コンズランゴ、サイコ、サイシン、サフラン、サンキライ、サンキライ末、サンシン、サンシン末、サンシュユ、サンショウ、サンショウ末、サンヤク、サンヤク末、ジオウ、ジギタリス、ジギタリス末、シコン、シャクヤク、シャクヤク末、シャゼンシ、シャゼンソウ、ジュウヤク、シュクシャ、シュクシャ末、ショウキョウ、ショウキョウ末、ショウズク、ショウマ、セッコウ、セネガ、セネガ末、センキュウ、センキュウ末、センコツ、センソ、センナ、センナ末、センブリ、センブリ末、ソウジュツ、ソウジュツ末、ソウハクヒ、ソヨウ、ダイオウ、ダイオウ末、タイソウ、タクシャ、タクシャ末、チクセツニンジン、チクセツニンジン末、チモ、チョウジ、チョウジ末、チョレイ、チョレイ末、チンピ、トウガラシ、トウガラシ末、トウキ、トウキ末、トウニン、トウニン末、トウヒ、トウモロコシデンブン、トコン、トコン末、トラガント、トラガント末、ニガキ、ニガキ末、ニンジン、ニンジン末、バクモンドウ、ハチミツ、ハッカ、ハマボウフウ、バレイショデンブン、ハング、ビャクシ、ビャクジュツ、ビャクジュツ末、ビンロウジ、ブクリョウ、ブクリョウ末、ベラドンナコン、ボウイ、ボウコン、ボウフウ、ボタンビ、ボタンビ末、ホミカ、ボレイ、ボレイ末、マオウ、マクリ、モクツウ、モッコウ、ヤクチ、ユウタン、ヨクイニン、ヨクイニン末、リュウコツ、リュウタン、

リュウタン末、レンギョウ、ロジン、ロートコン。

2. 生薬は、通例、全形生薬、切断生薬又は粉末生薬に分けて取り扱う。

全形生薬は、その薬用とする部分などを乾燥し、又は簡単な加工をしたもので、医薬品各条に規定する。

切断生薬は、全形生薬を小片若しくは小塊に切断若しくは破碎したもの、又は粗切、中切若しくは細切したものであり、別に規定するもののほか、これを製するに用いた全形生薬の規定を準用する。

粉末生薬は、全形又は切断生薬を粗末、中末、細末又は微末としたものであり、通例、細末としたものについて医薬品各条に規定する。

3. 生薬は、別に規定するもののほか、乾燥品を用いる。乾燥は、通例、60°C以下で行う。

4. 生薬は、かび、昆虫又は他の動物による汚損物又は混在物及びその他の異物をできるだけ除いたものであり、清潔かつ衛生的に取り扱う。

5. 生薬の基原として「その他同属植物」、「その他同属動物」、「その他近縁植物」又は「その他近縁動物」などと記載するものは、通例、同様の成分、薬効を有する生薬として用いられる原植物又は原動物をいう。

6. 生薬の性状の項は、その生薬の代表的な原植物又は原動物に基づく生薬について、通例、その判定基準となる特徴的な要素を記載したものである。ただし、その項の数値は、鏡検時のものを除き、およその基準を示したものである。

7. 粉末生薬は、これを製するに用いた全形又は切断生薬中に含まれていない組織の破片、細胞、細胞内容物又はその他の異物を含まない。

8. 粉末生薬のうち、別に規定するものについては賦形剤を加え、含量又は力価を調節することができる。

9. 生薬は、別に規定するもののほか、湿気及び虫害などを避けて保存する。虫害を防ぐため、適当なくん蒸剤を加えて保存することができる。ただし、このくん蒸剤は常温で揮散しやすく、その生薬の投与量において無害でなければならない。また、その生薬の治療効果を障害し、又は試験に支障をきたすものであってはならない。

10. 生薬に用いる容器は、別に規定するもののほか、密閉容器とする。

製 剂 総 則

第一部 製剤総則 を準用する。